

港湾工事共通特記仕様書 改訂箇所対比表

平成31年4月

改訂	頁	項目	現 行	改 訂	適用(理由)
H31.4	表紙		平成30年4月	平成31年4月	
	共特-8		<p>設置に要する費用については、当初計上していない。 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、上記の内容を満たすことを示す書類を添付し、監督職員と協議の上、規格・基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により監督職員と協議の上、上限45,000円/基・月を契約変更の対象とする。 なお、契約変更数量の増減は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。 また、運搬費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基より多く設置する場合や積算上限を超える費用については、イメージアップ経費(率)を想定しており、別途計上は行わない。 快適トイレの手配が困難な場合は、本条項の対象外とするが、平成28年10月1日以降に協議が整ったものについては、既契約工事においても協議日以降の費用について、契約変更の対象とする。</p>	<p>設置に要する費用については、当初は計上していない。 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、上記の内容を満たすことを示す書類を添付し、監督職員と協議の上、規格・基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により監督職員と協議の上、上限45,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。(ただし、10,000円/基・月を超えない場合は設計変更の対象としない。) なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。 また、運搬費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基より多く設置する場合や積算上限額を超える費用並びに【快適トイレとして活用するために備える備品】及び【推奨する仕様、付属品】については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。</p>	文言修正